

みきゃんマネー補償方針

株式会社デジタルテクノロジー四国

1 補償に関する基本方針について

【損失が発生するおそれのある具体的な場面】

- (a) お客様がみきゃんマネーのID、PW その他みきゃんマネーに関する情報を第三者に知られ、お客様の意思に反してみきゃんマネーが利用又は処分等されたことにより、お客様に損失が発生した場合
- (b) BankPayを利用した預金情報(IDPWを含む)が第三者に知られ、当該第三者が預金者になりすまし、みきゃんマネーにチャージし、これを利用又は処分等することにより、銀行の預金者に損失が発生した場合
- (c) 上記(a),(b)の他、みきゃんマネーが第三者に不正に利用又は処分等されたことにより、又は、預金口座がみきゃんマネーに不正に連携されて利用又は処分等されたことにより、みきゃんマネーの利用者、預金口座の所有者（以下併せて「利用者等」といいます。）の責めに帰すべき事由によることなく、利用者等に損失が生じた場合

【損失の補償を行うケース】

当社は、利用者等が被った損失の内容に応じて、みきゃんマネーの残高の付与又は金銭を支払う方法により、利用者等が被った損失を原則補償するものとします。

ただし、利用者等に過失がある場合は、損失を被った利用者等の行為態様やその状況等を考慮の上、補償額を決定することとし、かかる補償額の決定に際しては、預金者保護法および盗難通帳等による預金等の不正な払戻しへの対応に関する全銀協申し合わせ（平成20年2月19日付「預金等の不正な払戻しへの対応について」）等を参考にすることとします。また、利用者等が連携先その他当社以外の第三者から損失の補填を受けた場合、当社は、当該補填を受けた金額を差し引いた残額を補償するものとします。

【損失の補償を行わないケース】

当社又は連携先、連携する銀行（以下「連携先」といいます。）に申告した内容、当社及び連携先が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると当社が合理的に判断した損失については補償を行いません。

- ・利用者等の故意もしくは重大な過失に起因して発生した損失
- ・利用者等の同居の家族、親族等の行為に起因して発生した損失
- ・利用者等が当該損失に係る事実について、虚偽の説明を行う、または調査の協力をしない、調査で求めた資料を提出しない場合における当該損失

- ・戦争、暴動等の社会秩序の混乱に乗じて発生した損失

2 補償手続の内容

利用者等は、損失が発生した日（継続して複数回の損失が発生した場合はその最終の損失発生日）から60日以内に、当該損失が発生した事実を当社及び連携先に通知するものとします。また、その被害について、当該損失が発覚した日から10日以内に警察署に申告しなければならないものとします。

利用者等は、前項に基づく当社及び連携先への通知後速やかに、当社に対して、以下の内容が分かる資料を添付して申告するものとします。

- ・損失額
- ・損失発生日
- ・損失発生の際緯
- ・その他当社が通知を求めた事項

3 連携サービス（他の事業者の提供するサービスと連携するサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合にあっては前払式支払手段発行者と連携先の補償の分担に関する事項

利用者等に生じた上記1、2記載の損失については、原則として、当社が問い合わせ窓口となり、連携先と協力して補償を実施するものとします。

4 補償に関する相談窓口及びその連絡先

相談窓口：株式会社デジタルテクノロジー四国 みきゃんアプリお客様相談窓口

連絡先：電話番号 089-913-0390

5 不正取引の公表基準

当社は、上記1(a)(b)(c)記載の不正取引が発生した場合又はそのおそれがある場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに連携先と協力の上必要な情報を公表いたします。